

○江戸川区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

平成二十七年三月二十五日条例第九号

江戸川区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十六第五項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数その他運営に関する基準について定めるものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

**第二条** 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第百四十条の六十六第一号（ロ（1）及び（2）を除く。）に定めるところによる。

(職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項)

**第三条** 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項についての基準は、省令第百四十条の六十六第二号に定めるところによる。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。